



なぜ社員代表を
選出するの？

過半数代表者は「働く者の立場」の代表者です！ **Part3**

公正・公平に選出して安心して働ける職場を創り出そう！



過半数代表者選出は公正・公平に行われていますか？

過半数代表者は民主的な手続きにより労働者間で選出する事が法令で定められています。しかし実際には守られていない場合が多いため、2019年の法改正で選出要件として「使用者の意向に基づき選出された者でないこと」が明記されました(労働基準法施行規則第6条の2)。既にお伝えした通り、過半数代表者は労働者間での公平な選出により決定するものであり、使用者の関与を認めるものではありません。

「働く者の立場の代表を選出する」という目的を正しく認識し、より良い職場環境の実現に向け、過半数代表選出が公平・公正に行われるようしっかりとチェックしましょう!!



～過半数代表者選出手続きチェックリスト～

- 休職者を含めて十分な周知期間が設けられ選出手続きが行われましたか？
- 投票用紙を配布する際、特定の候補に投票するよう働きかけはありませんか？
- 投票所に「ついたて」を設置する等、投票の秘密を確保する工夫はありましたか？
- 投票用紙やボールペン等にナンバリング等はされていませんか？
- 人により、異なる大きさの投票用紙が配布されていませんか？
- 投票期間の変更や前倒しの開票が行われていませんか？
- 社友会の代表者等が選出手続きを行わずに過半数代表者になっていませんか？
- 選出手続きを行わずに一方向的に過半数代表者を指名されていませんか？



チェックリストに当てはまることがあればすぐに地本にご連絡下さい！

他にも職場で気になることや不安はありませんか？

ある職場では…

- ・投票所についたて等が無く、管理者から見える所で投票させられた
 - ・管理者を通じて「出口調査」が行われた
 - ・投票用紙にナンバリングが行われていた
 - ・投票所周辺に管理者が立っていて若手の肩をたたいていた
 - ・会社から立候補を促されたり、特定候補への投票を求められた
- 等の声が組合員から出されています

また、過去には…

会社が特定の候補を当選させるために昼食会や懇親会を開催し、費用を負担していた事象も明らかになっています!!



会社の意向に基づき選出された場合は無効であり、コンプライアンス違反です！



公正・公平な過半数代表者選出を実現し、コンプライアンス違反を許さず、安全で働きやすい職場を私たちの手で創り出そう!!